

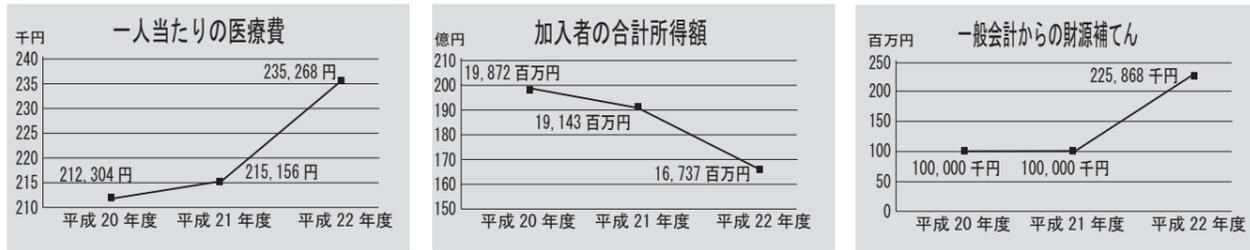
国民健康保険の税率が変わります

平成22年度の国民健康保険(以下、国保)事業の決算は、財政状況が悪化し、一般会計から多額の財源補てんを受けました。この状況を改善するため、国保運営協議会で協議を重ねた結果、平成24年度以降の国保税率を改正することになりましたので、お知らせします。

くわしくは 保険年金課 国保係 ☎21-5110

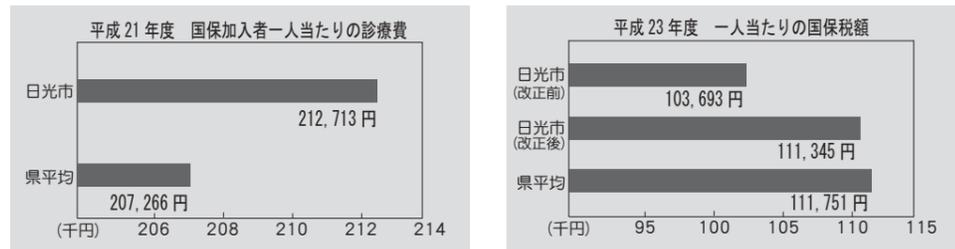
1. 財政悪化の原因

医療費が大幅増となった一方、加入者の所得が減少し、国保税収が落ち込んだことが原因です。



2. 税率改正のポイント

①市の医療費は県平均を上回っていますが、一人当たりの国保税額が県平均以下であることが、国保財政悪化の一因と考えられます。このため、一人当たりの税額が、県平均に近づくよう改正します。



②低所得者軽減措置の対象となる「一世帯・一人当たりの負担額」を改正します。これによって、所得の状況に応じて本来の税額から7割・5割・2割が減額されるようにし、税額の大幅な増加を抑制します。

③保険税の限度額は、国から基準が示されます。現在、市の保険税限度額は平成20年度の基準を採用しており、平成23年度の国基準より9万円下回っています。国の基準に合わせる必要があることから、段階的な引き上げを実施し、平成24年度は平成22年度の国基準にします。この限度額引き上げによって生まれる増収で、固定資産税額に対して負担いただく部分(資産割)の税率を引き下げます。

3. 変更となる点

◆医療分・後期分

- 一世帯当たりの年間負担額(平等割) 34,000円(改正前27,000円)
- 一人当たりの年間負担額(均等割) 30,000円(改正前26,000円)
- 固定資産税を基礎とする税率(資産割) 28%(改正前30%)
- 年間保険税上限(賦課限度額) 630,000円(改正前590,000円)

◆介護分

- 固定資産税を基礎とする税率(資産割) 4%(改正前5%)
- 年間保険税上限(賦課限度額) 100,000円(改正前90,000円)

この改正により、一世帯当たり平均で年間12,809円の負担増となる見込みです。ご理解をお願いします。

パブリックコメント

皆さんの意見を募集します

日光市債権管理条例(原案)

市では、「日光市債権管理条例」の制定に向けて現在検討しています。これに伴い、条例(原案)を公表し皆さんから広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。

ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

パブリックコメントとは

日光市が目指す、市民との協働のまちづくりを推進するためには、市が各種の計画などを決定する際に、市民と共有しなければなりません。また同時に、皆さんの意見などを的確に反映していく仕組みを持たなければなりません。そのための手段の一つがパブリックコメント制度です。

パブリックコメントとは、「市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民の皆さんから提出された意見を考慮して最終的に決定する。また、提

出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます。

▽日光市債権管理条例(原案)

この条例は、使用料や手数料など、税以外の未収債権の縮減に向けて、全庁的な対策を講じることとした市の方針に基づき、債権の回収および整理を適正かつ計画的に推進するために必要な事項や、全庁統一的な債権管理ルールを制定するものです。

◆公表資料

日光市債権管理条例(原案)

資料の閲覧場所および開設時間

☎(21)5103・FAX(21)5154
メール shuzei@city.nikko.lg.jp

- 収税課(本庁舎2階)
- 情報公開コーナー(本庁舎2階)
- 各総合支所市民福祉課・支所・出張所
- ※土曜・日曜日、祝日を除く日の午前8時30分～午後5時15分
- 各公民館・図書館
- 市民サービスセンター
- ※各施設の開設日・開設時間
- 市ホームページ

◆意見を提出できる方

- 市内に在住または勤務・在学している方
- 市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
- 当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

◆意見の提出方法

- 意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・メール・市ホームページ提出フォームのいずれかで提出する。
- ※持参の場合は、閲覧場所の各施設

へも提出できます。
※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◆資料の閲覧および意見の提出期間

2月6日(月)～29日(水)必着

◆提出意見の取り扱い

提出していただいたご意見は、条例制定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。

○ 個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。

○ 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名など)は公表しません。

担当部署 提出先) 及びくわしくは 千321-1292 今市本町1番地

収税課 収納対策室

